

複数の法人の担当者名および電話番号が同一である事例

当行のA支店で法人Xの口座開設がなされ、実質的支配者については顧客の申告をベースに情報を取得した。その後、法人Xについて不審な取引がみられるようになったが、調査したところ、当行のB支店で同時期に開設された法人Yについて、法人Xと担当者名や電話番号が同一であることが判明した。どのように対応すればいいか

CDD [EDD]

A 法人XおよびYにつき、マネロン等の該当性のほか、法人としての実体があるか、真の口座保有者を隠匿する意図がないか等について留意する必要がある、顧客リスク評価の見直しを検討する必要がある。

また、当該リスクに応じたリスク低減措置として、たとえば、実質的支配者についての信頼に足る証拠の徴求や、両法人についての商業登記情報の精査、各本店所在地の訪問・ヒアリングによる営業実態等の確認を行う必要がある。

マネロンやテロ資金供与等の疑いが認められ、KYCの観点から質問を行ったのに対し、合理的な回答がなされないような場合には、マネロン預金規定をもとに、取引制限、取引停止や解約等のリスク遮断を検討するとともに、疑わしい取引の届出を検討する必要がある。

1 複数の法人の担当者名・電話番号の同一性と法人の実体等の確認

本設問の事例においては、A支店で口座開設された法人Xと、同時期にB支店で口座開設された法人Yについて、担当者名や電話番号が同一であることが判明したというものである。

担当者名や電話番号が同一であることからすると、法人XとYはグループ関係等にあることが想定され、それ自体が問題となるものではない。しかしながら、法人XのA支店での口座開設と同時期に別支店（B支店）で口座開設申込みがなされているほか、法人Xについては不審な取引がみられるといった事情もある。

また、法人Xと法人Yにつき、固定電話の番号が同一であれば、所在地も同一の可能性が高いように思われるが、同じオフィスにおいて複数の法人が間借りしているのか、別支店で同時期に口座開設をする合理的理由が存するのかという疑問も認められる。

そのため、マネロン等の該当性のほか、法人としての実体があるか、真の口座保有者を隠匿する意図がないか等について留意する必要がある。

なお、金融庁「疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）」第2においては、「真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」として、同一の携帯電話番号が複数の口座・顧客の連絡先として登録されている場合があげられている。

2 本件における対応

（1）両法人についての顧客リスク評価の見直し

法人Xについては不審な取引が存在するほか、B支店で同時期に開設された法人Yについて、法人Xと担当者名や電話番号が同一であるといった事情が発覚しており、かかる情報をふまえ、顧客リスク評価を高リスクに見直す必要がある（AML/CFTガイドラインⅡ－2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩ホ）。

また、同時期に別支店で開設された法人Yについて、現時点では不審な取引はみられないが、法人Xと担当者名や電話番号が同一であり、法人Xについては不審な取引がみられるところである。AML/CFTガイドラインⅡ－2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑦ニにおいては、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した顧客についてのEDDとして、当該顧客と属性等が類似する他の顧客につき、顧客リスク評価の厳格化等が必要でないか検討する

こととされており、本件の法人Yについても、顧客リスク評価の厳格化を検討する必要がある。

(2) リスクに応じた厳格な顧客管理（EDD）の実施

顧客リスク評価の見直しをふまえ、以下に述べるとおり、当該リスクに応じたリスク低減措置を講ずる必要がある（AML/CFTガイドラインⅡ－2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑩ニホ）。

- ① 資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること（AML/CFTガイドラインⅡ－2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑦イ）……特に、法人Xの実質的支配者について、顧客の申告をベースに情報を取得しているというものであるが、本件においては、法人としての実体があるか、真の口座保有者を隠匿する意図がないかといった点に留意が必要となる。法人XとYの担当者や固定電話の番号が同一であれば、関連性の高い法人であると思われ、実質的支配者が同一の可能性もあるが、それぞれいかなる申告がなされているか、実質的支配者を隠匿する意図がないか、形式的に代表者（犯収法施行規則11条2項4号）を実質的支配者として申告していないかといった点に着眼するとともに、株主名簿、確定申告書、商業登記所の実質的支配者リストといった「信頼に足る証跡」を得る必要がないかについて検討の必要がある。

また、法人XとYについて、商業登記情報を確認し、本店所在地、役員構成、事業目的について確認することなどにより、各法人の関連性やつながり（事務所や役職員の共通性、事業の関連性など）について検討する必要がある。

- ② 当該顧客との取引の実施等につき、上級管理職の承認を得ること（同⑦ロ）
- ③ リスクに応じて、当該顧客が行う取引に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な顧客情報の調査頻度の増加等を図ること（同⑦ハ、同⑩ホ）……法人Xについて、不審な取引が認められるというものであり、取引モニタリングの強化が求められるし、法人Yについても取

引モニタリングの強化を行い、両社間のネットワークにおいて、不審な取引がないかといった鳥瞰的な分析も想定される。

なお、危険度調査書（2021年）69頁において、実態の不透明な法人がマネロンに悪用された事例として、犯罪収益を複数の実態のない会社の口座を経由させた後、金融機関の窓口で払い戻した事例があげられており、注意が必要である。

（3） 営業実態や所在地等の把握

顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではないなど高リスク取引について、取引開始前または多額の取引等に際し、実地調査をして営業実態や所在地等を把握するなど、追加的措置を講ずることが求められる（AML/CFTガイドラインⅡ－2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑧）。当該事項は、2021年3月のガイドライン改正前は【対応が期待される事項】であったが、同改正によって【対応が求められる事項】に格上げされている。

本設問の事例においては、法人Xと法人Yの各本店所在地（および必要に応じて支店所在地）を訪問し、本店所在地等の郵便ポストや看板等において、どのような表示がなされているかを確認するとともに、オフィスにおいて面談し、具体的に営業実態、法人間の関係や役割分担、実際の入出金内容と事業内容や取引目的等に齟齬がないかをヒアリングすることで、生の情報も収集できる。

また、法人XおよびYについて、それぞれ当行のA支店およびB支店で口座を開設することについて、合理的な理由が認められるかの確認も必要である。

（4） 取引制限等リスク遮断・疑わしい取引の届出の検討

上記(2)および(3)のとおり、顧客リスク評価をふまえた頻度での顧客情報の確認・更新を行うとともに、リスクに見合ったリスク低減措置が必要となる。また、取引の状況をふまえ、必要に応じて、随時の顧客情報の確認を行

い、不審な入出金について質問をするとともに、契約書等裏付けとなる資料の提出を求めることも想定される。

マネロンやテロ資金供与等の疑いが認められ、KYCの観点から質問を行ったのに対し、回答がなされない、あるいは合理的な回答がなされないといった場合には、マネロン預金規定をもとに、取引制限、取引停止や解約等のリスク遮断を検討する必要がある（AML/CFTガイドラインⅡ－2(3)(ii)【対応が求められる事項】⑪）。

また、疑わしい取引の届出の検討も必要である。なお、危険度調査書（2022年）66頁においては、実態の不透明な法人または真の受益者が不明として届け出られた法人に関する疑わしい取引の届出理由の例として、入金した資金を代表者が同一の他法人に即時全額送金するなど、トンネル口座としての悪用が疑われることなどがあげられており、参考となる。

（弁護士 鈴木仁史）